# 埼玉県建築基準法施行細則（抜粋）

（かど敷地等の指定）

**第 11 条**　法第 53 条第３項第２号又は条例第 56 条の８第３項の規定により、知事が指定する敷地は、次の各号に掲げるものとする。

一　法第42条第１項若しくは第２項又は条例第56条の３第１項若しくは第２項に規定する道路が、120 度以内でつくる内角側のかど敷地又はそれらの道路に二方が接する敷地(かど敷地を除く。)で、その周長の３分の１以上がそれらの道路に接するもの

二　法第 42 条第１項若しくは第２項又は条例第 56 条の３第１項若しくは第２項に規定する道路と公園、広場、川その他これらに類するものとが接する敷地で前号に掲げる敷地に準ずるもの

〔解説〕

**ア**　法第 42 条第１項又は第２項に規定する道路が、120 度以内でつくる内角側の角敷地又はそれらの道路に二方が接する敷地（角敷地を除く。）で、その周長の３分の１以上がそれらの道路に接するもの

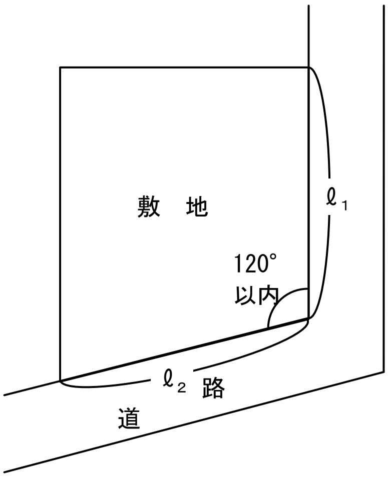


敷地の全周長　L

$\ell_1+\ell_2 \geqq L/3$ であれば
角敷地となる。

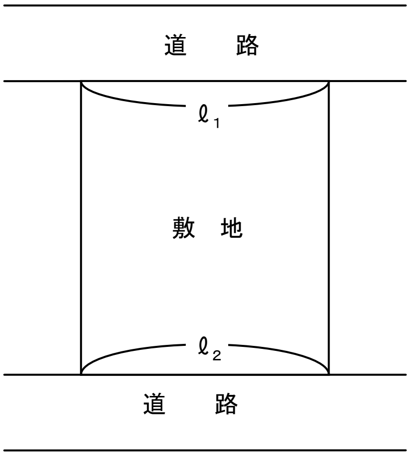


敷地の全周長　L

$\ell_1+\ell_2 \geqq L/3$ であれば
角敷地となる。

**イ**　法第 42 条第１項又は第２項に規定する道路と公園又は広場が、120 度以内でつくる内角側の角敷地又は二方が当該道路及び公園若しくは広場に接する敷地（角敷地を除く。）で、その周長の３分の１以上が当該道路及び公園又は広場に接するもの。